

「年収の壁・支援強化パッケージ」における  
本組合の被扶養者認定に係る取扱いについて

1 認定中の被扶養者で毎月の収入が変動する者の場合

3か月平均の収入確認時に108,333円を超えている場合であっても、それが「一時的な収入変動のケース」に該当する場合は、本人確認において引き続き、被扶養者認定を可能とします。

なお、本組合が収入確認を行うのは、2024年度の被扶養者資格確認調査時となります。

2 2023年度の被扶養者資格確認調査等で「一時的な収入変動のケース」に該当し、被扶養者資格の取消手続きを行った者の場合

引き続き当該事由に該当している場合は、2023年10月20日以降認定が可能となりますので、認定を希望される方は、被扶養者申告書等に様式1の「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を添付し、所属所の共済事務担当課で手続きを行ってください。

一時的な収入変動のケース（引続き被扶養者認定が可能）
① 当該事業所の他の従業員が退職（休職）したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
② 当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
③ 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

一時的な収入変動のケースにあてはまらないもの（取消手続きが必要）
① 基本給が上がった場合
② 恒常的な手当が新設された場合

※ 本取扱いは、いわゆる「年収の壁」の当面の対応として導入されたものであり、2025年に予定されている次期年金制度改正に向けて制度の見直しに取り組むこととされています。